

参議院農林水産委員会會議録第十四号

昭和三十一年三月六日(火曜日)午後一時四十五分開会

委員の異動

三月二日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として小西英雄君を議長において指名した。
本日委員横川信夫君辞任につき、その補欠として高橋進太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 青山 正一君
重政 庸徳君
戸叶 武君
三浦 辰雄君

委員

雨森 常夫君
小西 英雄君
佐藤清一郎君
高橋進太郎君
東 隆君
河合 義一君
溝口 三郎君
森 八三二君
千田 正君

衆議院議員

綱島 正興君

河野 一郎君

農林大臣 大石 武一君

農林政務次官 昌谷 孝君

農林大臣官 房予算課長

農林省畜産局長 渡部 伍良君

食糧庁長官 清井 正君

水産庁長官 塩見友之助君

事務局側

常任委員 安楽城徹男君
会専門員

本日の会議に付した案件

○連合審査会開会の件

○急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○家畜取引法案(内閣提出)

○農林水産政策に関する調査の件(農林水産基本政策に関する件)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

まず委員の変更について御報告いたします。森田豊壽委員及び横川信夫委員が辞任され、小西英雄委員及び高橋進太郎委員が選任されました。

○委員長(棚橋小虎君) 次に連合審査会に関する件についてお諮りいたします。本院規則第三十六条に基づき、米国の水爆実験の件について外務委員会と連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

ただいまの決議に基づき、委員長は外務委員会に申し入れることにいたします。

○委員長(棚橋小虎君) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本法は、本法は衆議院の綱島正興君外四十名の提出にかゝるものでありまして、去る三月二日衆議院から衆議院第九号をもって予備審査のため、同日本委員会に予備付託になったものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。

○衆議院議員(綱島正興君) ただいま議題と相なりました綱島正興君外四十名提出急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案に關しまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律で急傾斜地帯とは、土地の傾斜度及び土壌の侵蝕度が政令で定められた基準以上であつて、かつ過重なる労働を必要とする農地が集積的に存在している地帯を指しているものであります。この地帯には西日本、中部日本にわたり約三十四万六千歩の耕地と約六万一千歩の樹園地を包含し、約九十二万四千戸の農家がこれら急傾斜地帯に於て、きわめて劣悪な条件のもとに今日まで平地農業に伍して、食糧その他の農産物の生産に貢献して参つたのであります。従ひまして、この地帯における農業生産の基礎条件をすみやかに、かつ総合的に整備いたして、その生産力を高め、食糧増産をはかりまことは、ただに、この地帯の農業経営

の安定と農民生活の改善となるばかりでなく、国民経済の発展に寄与するところをわけて大なるものがありますゆゑをもちまして、昭和二十七年四月本法の制定を見た次第でございます。

さて、本法による農業振興計画は、各種の事項を内容としておるのであります。これが実施に当りましては、特に急傾斜地帯農業の特殊性にかんがみ、過重労働の軽減ないしは平均化と、農地保全等土地改良事業にその重点を指向いたし、極力関係事業の促進をいたし、この地帯の農家の要望にこたへて参つたのであります。しかしながら、過去四九年の実績を見ますに、土地改良は団体営灌漑排水事業におきまして三千六百町歩、耕地整備事業のうち農道約七百キロ、緊道四百三十キロ、農地保全事業におきまして五千六百町歩を示し、なかなか、農道と緊道において相当の成績を上げて参りませんでしたものの、全体の進捗度は計画に對し約二割弱にすぎないのであります。耕種改善、養蚕、養蠶、その他畜産物の共同加工並びに処理施設等経営改善諸事業を初め、今後なすべき多くの事業が残されておるのであります。申すまでもなく、経済自立の達成上、食糧自給度の向上は、現下絶対の要務であり、急傾斜地帯の農業経営の改善と農業生産力の増強は、わが国農業の特質から見ましますます緊要度を加えておられますとともに、この地帯に立地する農家の経済生活の向上をはかりまします上におきましても無視するを得ないところであると確信いたします。

このような理由によりまして、本法の有効期限をさらに五カ年延長いたしまして、各般の関係事業を鋭意促進し、本法制定の目的を達成するようにいたしたいと存じ、本案を提出いたしました次第でございます。どうぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(棚橋小虎君) 本法案の審査は、日を改めて行うことにいたします。

○委員長(棚橋小虎君) 漁港法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案は、去る三月一日内閣から開法第九十号をもって提出、同月二日当委員会に付託になったものであります。

まず提案理由の説明を聞くことにいたします。農林政務次官大石武一君。

○政府委員(大石武一君) ただいま上程せられました漁港法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

漁港法は、御承知の通り、水産業の基礎である漁港に関する基本法といつたしまして、昭和二十五年に制定、公布を見ましたのであります。それ以来本法に基づき、漁港の指定は二千六百五港の多きに達し、漁港整備計画は第十回及び第二十二回の両国会に御承認を得、これに従ひ漁港修築事業の施行を

推進いたしておりますとともに、漁港管理者の指定等により、漁港の維持管理の適正化をはかります等、本法の運用によりまして、着々と漁港整備の実を上げ、わが国水産業の発展に大いに寄与しているものであります。

しかしながら、五カ年間にわたる本法施行の経過にかんがみまして、本法に規定する手続中、簡素化して差しつかえないものは、これを整理いたしますとともに、漁港整備の進捗に伴い、二、三の規定を設けて本法の充実をはかり、また漁港の実情に即して、多少現行制度を改正する措置を講じますことが、今後の漁港行政の一そう円滑なる運営を期するゆえんと存じまして、この際漁港法の一部を改正することとし、本法律案を提案いたしました次第であります。

以下、この法律案の内容について、概略御説明申し上げます。まず第一に、手続の簡素化に関する改正規定であります。その一は、漁港の指定の内容の軽微な変更については、漁港審議会の議を要しないものとし、その二は、漁港修築計画の軽微な変更については、農林大臣に対する事前許可制度を届出制とし、その三は、漁港管理者が定めることとなっている漁港管理計画及び漁港管理規程は、これを統合して漁港管理規程とし、その四は、従来の第一種漁港に加えて新たに第二種漁港においても、その区域内の公有水面の埋め立ての免許については、農林大臣の認可を要しないものとしたしました。これらは、いずれもその手続を簡素にいたすことにより、事務の一そうの円滑化を期したものであります。なお、これらとあわせて、従来明文を欠

いておりました漁港整備計画の変更の手続は、その制定の手続に準ずべきものとしたしました。

第二に、新設の規定をいたしましては、その一は、昭和二十七年以降実施しております国の直轄漁港修築事業のうち、完成をみるものもありませんので、これによって生じた土地または工作物に関する規定を設けることとし、これらは農林大臣において管理、処分を行い、そのうち漁港施設については、漁港管理者に管理を委託することができるとし、これらの国有施設を漁港管理者がみずからの施設とあわせて一体的に維持管理を行うことにより、漁港の運営に遺憾なからしめようとするものであります。その二は、漁港管理者において漁港台帳を調製せしめることとし、これによって漁港の現況を常時明確に把握し、適正な漁港管理の基礎としたしたい所存であります。

第三に、現行制度の改正に関する規定をいたしましては、その一は、漁港管理者が漁港の管理につき種々の公法上の規制を行う権能が与えられていることにかんがみ、漁港管理者となることのできるものは地方公共団体のみといたしました。これによって漁港管理権の性格を一そう明確にし、今後の漁港管理の適正を期します上にも望ましいものと存じます。その二は、漁港管理会であります。漁港運営の実態にかんがみまして、その利用範囲が全国的にわたって重要である第三種漁港については、従来通り義務設置とし、その他の漁港については、これを任意設置といたしますことが適当と考えられ、そのように改正しようとするもの

であります。その三は、漁港の機能施設のうちに野積場を加え、これを漁港管理の対象としようとするものであります。このほか、これらの改正に應じまして所要の關係条文の整理を行なっております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次第であります。

○委員長(棚橋小虎君) 本法律案の審査は、日を改めて行うことにいたします。

○委員長(棚橋小虎君) 家畜取引法案を議題にいたします。

本法案は去る三月二日閣内閣から閣法第九十二号をもって提出、同日当委員会に付託になったものであります。まず提案理由の説明を聞くことにいたします。農林政務次官大石武一君。

○政府委員(大石武一君) ただいま上程せられました家畜取引法案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後わが国における畜産は急速に発展し、現在、馬以外の家畜につきましては、飼養頭数が戦前の最高水準をはるかに上回っておりますことは、日本農業の発展のために大いに喜ぶべきことと存ずるのであります。これらの家畜の流通という点に立ち入って考察いたしますと、なお、そこに畜産振興の隘路とも称すべき重大な制度上の欠陥が見られるのであります。すなわち、わが国の家畜の流通形態は、家畜の商品としての特殊性にもよるのであります。農産物に比較いたしまして、流通段階が複雑であるだけでなく、市場についての規制が不十分で、そ

の取引の方法が著しくおくれれておりますために、家畜市場においてさえ、必ずしも常に適正な価格の形成と公正な取引を期待できるとはいえない実情にあるのであります。このような事態を放置するとすれば、近年大量に増加した家畜の円滑な流通を著しく阻害し、その結果、国が推進に努めております畜産経営にははなだしい支障を来たすとともに、ひいては国民の食生活の改善にも悪影響を及ぼすことをおそれるものであります。

御承知のように、家畜市場の法的規制は、明治四十三年の制定にかかわる家畜市場法がございましたが、これが終戦後昭和二十三年に廃止されまして以来、相当数の道府県で条例を制定いたしまして、それぞれ家畜市場の規制を行い、流通秩序の維持に努めてはおりますが、何と申しまして各府県の個々の対策では、家畜の流通対策上遺憾な点が少くないのであります。よって、ここに、家畜市場を中心として家畜の流通を円滑ならしめるため、この法律案を提出する次第であります。以下簡単にその内容を御説明申し上げます。

第一に、すべての家畜市場につきましてこれを開設しようとするときは、都道府県知事の登録を要するものとし、これに伴い登録の基準等につき必要な規定を設けたのであります。

第二に、家畜市場についての規制であります。登録された家畜市場における家畜取引を、公正かつ安全に行わせるため、家畜市場の施設、取引の方法、代金決済の方法等について所要の規制を加えることとしたのであります。

第三に、家畜の生産地帯において、子牛、子馬等が取引される産地家畜市場につきましては、現在その数を家畜の生産頭数に比して多過ぎるため、互いに弱小となつて十分市場としての機能を果し得ないうらみがありますので、関係者の自主的な協議が調った場合には都道府県知事が地域を指定し、市場の再編整備を行う一定期間は、その地域内において類似市場の開設を制限して、健全な産地家畜市場の発達を期しようとするものであります。

このほか、家畜市場外における家畜取引につきましては、家畜取引業者は一定事項を記載した書類を取引の相手方である操業者等に交付せしめることを義務づけることにより、家畜の流通の円滑化と取引の公正化をはかった次第であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次第であります。

○委員長(棚橋小虎君) 本法律案の審査は日を改めて行うことにいたします。大臣の出席までしばらくそのまゝお待ちを願います。

○委員長(棚橋小虎君) 農林水産基本政策の件を議題にいたします。

本日ようや大臣の出席が得られました。過日に引き続いて、この件について農林大臣に御質疑の向きはこの際順次御質疑を願います。

○森八三三君 先刻、全国の穀粉生産者会議で諸君が当委員会に陳情されております。このことにつきましては、おそらく主管大臣であります河野大臣のお手元にも同様の趣旨のことが具

申をされておるであろうと想像するの
であります。なお本件に關しまして
は、先回の委員会で當面の事務責任者
であります食糧庁長官にも、事態が
きわめて急迫しておる事実を指摘いた
しまして、政府の見解を尋ねたのであ
ります。そのときの御答弁によりま
す。と、価格安定法に根據を求めて昨
年の十月下旬に穀粉カンシヨの価格を
告示し、それに見合います政府の穀粉
買入価格を告示せられたのでありま
す。私どもは政府の告示せられた
買入価格に必ずしも満足するものでは
ありませんが、昨年の諸般の好条件と
相關連いたしまして、米と同様にカン
シヨにおきましても有史以來のおそ
く大増産であつたろうと思つたのであ
ります。そういうようなあとを受けた自
今の情勢を考へますと、何といたし
ましても原料カンシヨの政府支持価格
を維持するの施策を急速に推進すべき
であるというような観点から、政府の
穀粉買入価格を急速に実施をすべきで
あり、しかして市價の安定をはかるべ
きであるという建前に立つて、本年度
の情勢を勘案いたしますと、おおよ
ねわれわれの持つてゐる統計によりま
すれば、前年対比四千万貫程度の穀粉
が増産をせられておるといふ、きわめ
て日本の食糧事情の現状からみまされ
ば喜ぶべき情勢にあるのであります
が、この買入価格につきましては、昭
和三十年年度の補正予算を通じて五
百九十六万貫程度、なおたゞいま審議
中の昭和三十一年度予算が成立すると
仮定をし、その成立するであろう予算
をそのまゝそつくり実施をいたしまし
ても、合計千三百六十六万貫程度より
買入れができないというやうな状況

に相なつております。そうなります
と、先般申し上げましたやうな四千万
貫以上の大増産という事態に對應いた
しまして、市價を維持することは非常
に困難である。そこでもし不幸にして
政府の計画されてゐる予算を使い果し
まして、なおかつ市價の維持が困難
である場合に、農産物買入費あるいは
食糧特別会計の予備費等を使用いたし
まして、農産物価格安定法に示す政府
買入価格千六百二十円が維持されるが
ごとくに措置されるかどうかという質
問に對しまして、當然そういうやうな
措置を講じなければならぬと思つた
しております。そういうやうに処置を
するであります。もう一つやうな事務
的な答弁をいたして、一応了解は
いたしてゐるのでございますが、日本の
食糧事情の現状にかんがみまして、イ
モの増産は一刻もゆるがせにしてはな
らぬ問題であり、本年の大増産といふ
ことが、ひいては来年に減産を招来す
るやうな危険をなしてはならぬと思つ
てあります。そういう観点からいたし
まして、申し上げましたやうに、政府
買入価格千六百二十円が、予算措置と
申しますか、予算で全部実施して買
入れを遂行いたしまして、なおかつ
維持されぬというやうな事態に達し
たしました場合の措置について、食糧
庁長官の御答弁のやうな措置がありま
すかどうか、重ねて大臣の御所見を
伺いたいと思つております。

○國務大臣(河野一朗君) 結論から申
し上げますと、農産物価格安定法の精
神に従ひまして、支持価格を維持でき
ますまで買ひ上げをいたしますことは
絶対必要であります。従つて予算措置
によつて不足分がありますれば、予備
費を使うなど適當な方法によつて、敵
に維持することを努力することをここ
にはつきり申し上げます。大体たゞい
まお述べになりました通りの精神は全
く同感でございます。その方針で行政
を運用することになりますつもりであ
ります。

○委員長(棚橋小虎君) ちょっと申し
上げますが、農林大臣は三時半にやむ
を得ない差しつかえのため退席される
やうでありますから、そのお含みで議
事に御協力をお願いいたします。

○森八三三君 たいだいま大臣の確固た
る御所見を伺ひまして、まことに安心
もし、感謝もするのであります。こ
れに關連しまして、前々からも問題に
なつてゐるので、大臣もよく御承知の
ことと思ひますが、ただ単に政府が穀
粉を買ひ入れたというだけでは問題
の解決にならぬので、この消化をどう
するかといふことが問題になる。そこ
でいたづらに水あめの生産というやう
な現状に甘んずるというだけでは問題の
根本的な解決になりません。どうして
も砂糖を全量を外地に仰いでおるとい
うやうな日本の現状からいいたしま
すれば、榮養的な見地から眺めまして
ドウ糖の生産に一步を踏み出すべきで
あり、さらにそれが外国でも一部そう
いうやうな実例がありまして、大臣も
おそれる昨年の外地へおいでになりま
したときに、その状況については御調査
になつたことだらうと想像いたしてお
るのであります。砂糖に強制混入を
するといふ措置を講ずべきであると思
ふのであります。その前提としてブ
ドウ糖の生産工業に對する何らかの適
切な助成奨励の施策を講ずべきである
と考へするわけですが、こ

この取り運びをしなければならぬと思
うのであります。これにつきま
して、いつごろ一応予約の具體的なすべ
り出しをする全面的な措置が完了しま
して、それぞれ關係の団体が政府の施
策に相呼應して協力し得るやうな態勢
が開ける見込みでございますか、この
点をお伺ひいたします。

○國務大臣(河野一朗君) 別の機会に
も申し上げたのでございますが、大体
五月中くらいに準備を完了いたしまし
て、六月になりましたらば、予約をそ
れぞれ協力団体をして協力をお願いを
するといふことにすることが適當だろ
うと、こう考へて準備するつもりであ
ります。

○千田正君 先々週でしたか、食糧庁
長官のおいでを願ひまして、大豆の問
題について一応お尋ねしたのでありま
すが、前々から御承知の通り日本の大
豆の生産は山間地帯及び開拓方面の農
家がそれに依存して懸命な努力を払つ
てきておるのであります。しかしなが
ら輸入大豆が最近非帯に増加した結
果、市場の操作も直ちに生産農家に影
響いたしまして、現在のところはどう
いふ大豆の生産によつて農家経営
がやつていけないと、ことに關東、東
北、北海道におけるところの山間地、
開拓地帯におけるところの大豆の生産は農
家にとつては最も必要な農業でありま
して、これに對する影響は非常に大き
い、これに對しまして、価格安定法の
中に大豆を對象として入れてほしいと
いう大きな希望と、それから關稅その
他において何とか調整して国内生産の
この大豆の値下りがある程度防いで、
生産農家の立ちいくやうな方法を講じ
てほしいという切なる陳情が各方面か

う問題につきまして、大臣の御所見を
さらにお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(河野一朗君) 全く同感で
ございまして、可能なことはどんな
実行するやうにいたさなければならぬ
と思ひますが、今お話ししたブドウ糖に
いたしまして、これを一部砂糖に加
えて使ふといふことは、数年前から
私もこれに注目いたしまして、いろい
ろまた農林省でも研究してもらいま
したし、また私もそういうことをやるよ
うに注意もいたしたのでございませ
うが、何分にも現在までのところでは、
おおむね湿度の關係、その他アメリカ
と日本と直ちに同じやうにやるといふ
ことは必ずしも適當でないといふやう
なケースが出ておりますが、しかしあ
らゆる角度から研究をいたしまして、
お示しのやうにわが國の農業経営から
カンシヨの生産、これの利用消費とい
う面には十分の注意を払つていかな
ければならぬと考へておる次第でござ
います。

○森八三三君 同僚諸君からも御質問
があるかと思ひますので、もう一点だ
けお伺ひしておきますが、それはかね
がね大臣も御言明をしばしばされてお
りますやうに、三十一年産の米の集
荷につきましては、前年実施されまし
た予約買入制度を踏襲し、これを実施
するといふことであります。この点に
ついては十分承知いたしております
が、そういうことになり、一面しばし
ばおつしやいますやうに、適地適産と
いうやうな観点等から眺めますると、
どうしても予約制度を進めて参ります
建前からして、苗しろの植付前、少
くとも田植前には予約買入れの具
体的な措置を御発表いただきまして、

○國務大臣(河野一朗君) 結論から申
し上げますと、農産物価格安定法の精
神に従ひまして、支持価格を維持でき
ますまで買ひ上げをいたしますことは
絶対必要であります。従つて予算措置
によつて不足分がありますれば、予備
費を使うなど適當な方法によつて、敵
に維持することを努力することをここ
にはつきり申し上げます。大体たゞい
まお述べになりました通りの精神は全
く同感でございます。その方針で行政
を運用することになりますつもりであ
ります。

○森八三三君 たいだいま大臣の確固た
る御所見を伺ひまして、まことに安心
もし、感謝もするのであります。こ
れに關連しまして、前々からも問題に
なつてゐるので、大臣もよく御承知の
ことと思ひますが、ただ単に政府が穀
粉を買ひ入れたというだけでは問題
の解決にならぬので、この消化をどう
するかといふことが問題になる。そこ
でいたづらに水あめの生産というやう
な現状に甘んずるというだけでは問題の
根本的な解決になりません。どうして
も砂糖を全量を外地に仰いでおるとい
うやうな日本の現状からいいたしま
すれば、榮養的な見地から眺めまして
ドウ糖の生産に一步を踏み出すべきで
あり、さらにそれが外国でも一部そう
いうやうな実例がありまして、大臣も
おそれる昨年の外地へおいでになりま
したときに、その状況については御調査
になつたことだらうと想像いたしてお
るのであります。砂糖に強制混入を
するといふ措置を講ずべきであると思
ふのであります。その前提としてブ
ドウ糖の生産工業に對する何らかの適
切な助成奨励の施策を講ずべきである
と考へするわけですが、こ

この取り運びをしなければならぬと思
うのであります。これにつきま
して、いつごろ一応予約の具體的なすべ
り出しをする全面的な措置が完了しま
して、それぞれ關係の団体が政府の施
策に相呼應して協力し得るやうな態勢
が開ける見込みでございますか、この
点をお伺ひいたします。

○國務大臣(河野一朗君) 別の機会に
も申し上げたのでございませうが、大
体五月中くらいに準備を完了いたしま
して、六月になりましたらば、予約をそ
れぞれ協力団体をして協力をお願いを
するといふことにすることが適當だろ
うと、こう考へて準備するつもりであ
ります。

○千田正君 先々週でしたか、食糧庁
長官のおいでを願ひまして、大豆の問
題について一応お尋ねしたのでありま
すが、前々から御承知の通り日本の大
豆の生産は山間地帯及び開拓方面の農
家がそれに依存して懸命な努力を払つ
てきておるのであります。しかしなが
ら輸入大豆が最近非帯に増加した結
果、市場の操作も直ちに生産農家に影
響いたしまして、現在のところはどう
いふ大豆の生産によつて農家経営
がやつていけないと、ことに關東、東
北、北海道におけるところの山間地、
開拓地帯におけるところの大豆の生産は農
家にとつては最も必要な農業でありま
して、これに對する影響は非常に大き
い、これに對しまして、価格安定法の
中に大豆を對象として入れてほしいと
いう大きな希望と、それから關稅その
他において何とか調整して国内生産の
この大豆の値下りがある程度防いで、
生産農家の立ちいくやうな方法を講じ
てほしいという切なる陳情が各方面か

○國務大臣(河野一朗君) 結論から申
し上げますと、農産物価格安定法の精
神に従ひまして、支持価格を維持でき
ますまで買ひ上げをいたしますことは
絶対必要であります。従つて予算措置
によつて不足分がありますれば、予備
費を使うなど適當な方法によつて、敵
に維持することを努力することをここ
にはつきり申し上げます。大体たゞい
まお述べになりました通りの精神は全
く同感でございます。その方針で行政
を運用することになりますつもりであ
ります。

○森八三三君 たいだいま大臣の確固た
る御所見を伺ひまして、まことに安心
もし、感謝もするのであります。こ
れに關連しまして、前々からも問題に
なつてゐるので、大臣もよく御承知の
ことと思ひますが、ただ単に政府が穀
粉を買ひ入れたというだけでは問題
の解決にならぬので、この消化をどう
するかといふことが問題になる。そこ
でいたづらに水あめの生産というやう
な現状に甘んずるというだけでは問題の
根本的な解決になりません。どうして
も砂糖を全量を外地に仰いでおるとい
うやうな日本の現状からいいたしま
すれば、榮養的な見地から眺めまして
ドウ糖の生産に一步を踏み出すべきで
あり、さらにそれが外国でも一部そう
いうやうな実例がありまして、大臣も
おそれる昨年の外地へおいでになりま
したときに、その状況については御調査
になつたことだらうと想像いたしてお
るのであります。砂糖に強制混入を
するといふ措置を講ずべきであると思
ふのであります。その前提としてブ
ドウ糖の生産工業に對する何らかの適
切な助成奨励の施策を講ずべきである
と考へするわけですが、こ

この取り運びをしなければならぬと思
うのであります。これにつきま
して、いつごろ一応予約の具體的なすべ
り出しをする全面的な措置が完了しま
して、それぞれ關係の団体が政府の施
策に相呼應して協力し得るやうな態勢
が開ける見込みでございますか、この
点をお伺ひいたします。

○國務大臣(河野一朗君) 別の機会に
も申し上げたのでございませうが、大
体五月中くらいに準備を完了いたしま
して、六月になりましたらば、予約をそ
れぞれ協力団体をして協力をお願いを
するといふことにすることが適當だろ
うと、こう考へて準備するつもりであ
ります。

ら出ております。先般来この問題について農林省御当局にいろいろお尋ねしおるものであります。現在それはいろいろ論議しておるが、まだそれを処置する段階にいておらない。そこで私はこの際農林大臣から特にこの点を御説明願つて、どういふふうな今後の方針をもつていかれるか、外国から入つて来る大豆に対して何らかの制限をするのか、あるいは無制限に入れるとしまして、関税その他についてこれを調整していくか、あるいはいしどつても入れなければならぬとするならば、国内の大豆生産者、いわゆるそつした寒冷地帯あるいは関東、東北、北海道におけるところの大豆生産者に対する何らかの国内行政措置をやるつもりか、この点について農林大臣の御所信を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(河野一朗君) 大豆に関する施策といひましては、お示しの通り大体内産大豆の出回り量二十万トン、輸入大豆六十万トンないし六十五万トンといふこととございますので、直ちにこれを国内の大豆に重点を置いて切りかえていくといふこともなかなかむずかしいといふ点に非常に困難性があります。これは御承知の通りでございます。しかもこの大豆の価格が上りますれば、常にそのはね返りが大豆がすとなつて飼料、肥料にはね返つて参ります。また一般の大衆の日常生活にも非常に重大な影響がありますので、そこに非常に困難性があるのでございまして、私といひましては、この機会にできることならば国内大豆の増産施策を確立いたしました、これと相関連して価格を一定にいたしまするために農産物価格安定法の指定品目

にこれを加える、さらに輸入に關しては輸入の関税を取る、しこうして輸入の差益を國家が吸収すべき処置をとるというこゝとまで一貫性をもつた施策を實行することが必要な段階になるのではなからうかと目下検討中でございます。これをばらばらに、一つの施策だけ行なつて他を外しますといふやうなことに参りますと、一部のものが非常に迷惑をし、一部のものが不当な利益を得るといふことになり、あくまでも一貫性をもつて実施しなければいけませんといふやうな観点に立ちまして、せつかく検討中でございます。

○千田正君 もう一つ。先ほど宮城県漁業団体から陳情がありました。北洋におけるサケ、マス、の延べなわ漁業に對しての禁止がこの間水産庁から出てきて非常に困つてゐると、これに對して何とか従来通り許可してもらいたい、自由操業のできるやうにしたい、陳情があつたのであります。これは北洋漁業に對するやはり大臣としては一貫した一つの施策の部門であると思ひますので、水産庁としてはこの点はどういふふうにお考えおられるか、並びに農林大臣の御所信。

もう一点續いてお伺ひしたいのは、先般來農林大臣はしばしばこの問題について聲明されておられますところの、日本における農村漁村のいわゆる再編成に對しまして、その裏づけをするところの農業団体、漁業団体に対する団体再々編成に對して、漁業団体に対する考えはどういふふうにお考えになつておられるか、この延べなわの問題と漁業団体に対する大臣の構想なり御所信なり承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(河野一朗君) 団体の問題につきましても、水産関係はこの際他に問題もいろいろございしますので、しばらくあと回しにしたい、もちろん一部が私がお考へておられます農業會議所等の施策をもつてやりたいと思ひます。これには、それに任意もしくはこれに加入して御協力を願うといふことはあるかもしれませんが、水産団体それ自身の再編成、再改革はしばらくあと回しにしたいといふふうにお考へておられるのでございます。

それから北洋における延べなわの漁業につぎましては、よくまだ私勉強しておりませんから、水産庁長官から一つかわつてお答えいたします。

○千田正君 今の大臣のおっしゃつた水産団体に對することについては考へておられるけれども、今の段階ではやつたりはない、そうしますと、將來一應農業団体の再々編成といふものが一つの軌道に乗つた場合において、同時にまた將來においては、近い將來においてむしろこの漁業団体の問題も考へてやつていこうといふ御方針でありますかどうかを承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(河野一朗君) 日本の現在の漁業法につきましても、相当改革をしなければならぬ点が多いわけでございます。これは漁業の各面においてそれが露呈されておりますことは御承知の通りであります。これと非常に大きな関連を持つたもので、これと関連して大體やるべき本筋じやないか、こゝういふふうにお考えます半面、今申し上げました通り、一般農業の新しく団体を編成いたしますものと関連しながら、この面とも思ひ合せつ考へて

いきたい、こゝういふふうにお考へておりました、水産団体の点については今回は手をつけようとは考へておりません。しかしあくまでも今申し上げます通りに、現状のままでよろしいとは考へておるのではないのでございまして、これについては研究はして、いづれそのうち機会をみてなるべく早くやるのが方法だらうと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 北洋の延べなわ漁業の問題でございますが、これは北緯四十八度以南の漁場が主漁場でございます。この漁場にはすでに数年前から鮭鱒の刺し網漁業が相当出ております。多いときは千六百隻、かなり過剰でございます。それを減らし減らしまして、千二百隻余りといふことになっております。そのほかに延べ網の漁業者が二百隻前後出ておる、こゝういふ状態でございます。そのほかに過剰の状態にございまして、少量のものでしたら別でございますが、今般各地で準備されておりますものは非常にその数が多く、大體関係府県でちよつと見込みを聞きましてただけでも、十一府県でも七、八百三十数はい、ほかの十一府県以外の今まで鮭鱒に出動しなかつたやうな県の準備も合せますと、千隻をこえるのが明瞭な状態でありまして、すでにこの漁場で操業しておりまして、漁業者は大体小さい船を持つた沿岸性の漁業者でございます。これらの間の競争があつて、混乱を生じては漁業調整上非常に問題がますます多くなりますので、先般中央漁業調整審議會の方に諮りまして、大體許可制度をとることが適當であらう、こゝういふ結論を得ておりますので、こゝういふ方

法でもつて安定をさせて参りたい、こゝう考へております。もし北洋漁業の方で母船式漁業の方がふやすことができ、この漁場から現在操業しておる刺し網漁業者の一部がさらに転換が可能になれば、遂次こゝういふやうな点も認めて参ることも可能かと存じますので、現在こゝしの許可の状態から申しますと、もうすでに過剰の状態でありまして、できるだけ制約をしながら許可をしいかなきやならぬ、こゝう考へております。

○高橋進太郎君 水産庁長官にお伺ひしたいのですが、今の問題ですが、今までは自由漁業であつたのですから、従つてそれに近いところの三陸沿岸であるとか、あるいは若干の県につきましては、どの県も自分の漁業の外庭といつたやうな氣持であつたわけなんです。従つて関係の水産試験場なんかで大體有望であるといふやうな観点から準備もしてきた、こゝういふやうな点で、そこにほとんど何と申しませんか、猶予期間もおかずに全部許可制をしいて、今までの実績船だけに限るといふやうなことになると思ひます。混乱を生ずるおそれがあると思ひますので、従つてかりに許可制をおしきになりまして、その間の関係府県における漁業の実態をよくお調べになつてやはりこの制度を実施する、あるいはまた一定の猶予期間をおいて実施する、こゝういふやうな措置が必要であると思ひますが、そこいら辺に對する御配慮のほどを長官にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 中央漁業

調整審議会でもいろいろと議論が outcome して、それでごく沿岸性の小漁業者、すなわち十トン以下のものについて は、これは農林大臣の許可にする必要 はないであらう、十トン以上のものにつ いては現在のようなかかり多過ぎる くらいな隻数が入っているところへ、 さらに有望であるからといって多くの ものが入るといふことは漁業調整上も 非常に問題が多いので、それは許可制 をとった、こういうようなことでござ います。まあこれらの許可につきまし ては、数が非常に多過ぎるということ と、それにさらに本年幾分のものをも 母船式漁業の方に収容しましたが、それ はわずかなものでございまして、そして 各県の方から過大な数字が殺到するとい うことになりまうと、どうしてその中 での問題が激しく起りますので、この 際は押さえるべき考え方でもって許可 をしていくようにしたい、こういふ ふうな御意見でございましたし、われ われもそう考えておりますので、まあ 来年度の問題は別といたしまして、本 年度としてそういう方針で参るのが適 当かと、こう考えております。

○高橋進太郎君 これはまあ持論にな ると思うのですが、水産庁長官はたと えば十トン以下は各府県にまかせるの だといつても、観念的には十トン以下 というのはあり得ますけれども、あの 辺の漁場へ実際問題として十トンや十 五トンの船で行けるものではないので、 せいぜい十トンの船からいへば、実 際やはり穴をあけてあるといつても、 実際上からは行けないわけですから、 従つてそれは問題にならぬと思う。 従つてどうしても最小限度二、三十ト ンから四、五十トンの問題になるの で、やはりわれわれが問題にするのは 今まで自由漁業で何と申しますか、あ の意味からいへば、これは漁業法の権 利と言わないまでも一つの權益であつ たわけなのです。従つて特にあの地区 の近くの沿岸漁民からいへば、まあ自 分の外庭である、いつでも行けるの だ、こういうような形の気持であつた わけですから、それを全然猶予期間な しにばさつとやるといふようなこと は、これはやはりどうしてもそこに若 干の猶予期間をおくなり、あるいは許 可に當つてはそういうふうな配慮が必 要だと思ふのでありまして、その点に ついて十分の一つ御配慮をお願いいた します。これは答弁の必要ございま せん。一つ農林大臣にその点を十分お 含みいただくことをお願いいたしまし て、私の質問を終わります。

○千田正君 農林大臣の今度の構想で ありますところの農業団体再編成及 び新農村漁村建設、この問題につきま しては、先般来大臣もこの委員会にお いて明快な御答弁をいただきましたが、 その後各方面において農林大臣のこ の所信に対して反駁をしてきておる のであります。いろいろの面があるの であります。先般も農業団体の会議 等におきまして、農林大臣のおつし ゃることにはどうも納得がいかない、 こういうことでだいたい反対の音が 聞えておりますが、反対のいかにあ かわらず、農林大臣としてはこれを強 行なさる、こういう御意思のようにこ の間は伺つておりましたが、今もつて その御方針においてははお変りはござ い ませんのですか。

○國務大臣(河野一朗君) 農業団体の 問題につきましては、いろいろ誤解も ございましたようでございますが、よ うやく準備もできて参りましたので、 両三日中に案を發表できる段階になる のじやなからうか、こう思つておりま す。これは今まで新聞に書かれたもの とは全部違つております。つい最近 新聞に出ましたものとも違つており ます。これらに誤解を生みますことは はなはだ遺憾でございますが、私とい へば、これは、ようやく大体最終決定す べき方向をきめまして、目下成案を急 いでおりますから、今申し上げました 通りに、両三日中にこれをお示しでき る、最終案ではございせんが、要綱 程度のもので申し上げる段階になるの ではないかと思つておりますが、その 際にいろいろ御説明申し上げまして、 御了解を得たい、こう思つておりま す。

○千田正君 あまり世間に発表しない 前に、でき得ればわれわれ農林委員会 の委員にだけでもよろしうございま すから、その構想を前もってお知らせ 願いたいことをお願いしておきます。

○國務大臣(河野一朗君) もちろんこ ういう団体のことでございすから、 なるべく皆さんの多数の御意見を取り 入れまして、そうして混乱を起さない ようにいく必要がございますので、私 どももいたしまして、今申し上げま す要綱を皆様にお示しいたしまし て、十分御注意をちょうだいいたしま して、そうして農村のために一番都合 のいいものを作ることにやぶさかでは ございせん。従ひまして今申し上げ ましたのも、両三日中に成案を得て、 私 の所屬いたしまする方の方にも話し 合い、閣内にも十分意見を聞いて、そ うして最終案をきめるという段階でござ いますから、その間において十分御 意見を拝聴したいと思ひます。

○戸叶武君 今の質問に関連します が、この間やはり予算委員会でも農林大 臣にその問題を質問いたしましたこと が、まだ成案がでないのだからとこ ろが、全部とどめまして、そうして 成案ができきってから質問しない、こ の問題は政治力のある河野さんのこと だから、いろいろアドバールを上げ て、こうでもない、ああでもないとい う見を出してから結論をもつていこう、 今まではそういう方向も一つかと思ひ ますが、今日の段階においてははいよ り混乱を招くだけだと思つて質問を差 し控えたのです。ところがその後新聞 社で、でかかど農業団体再編成の問 題が大体まとまつたような報道がなさ れ、いろいろなことがありましたが、 それともまた違つて今農林大臣言われ たので、まあそう信じますが、今千田 さんが言つたように、今国会が開会中 でもつて、農林水産委員会なり予算委 員会での問題を審議の対象として問 題化されなければならぬときに、農 林大臣並びに農林省においていろいろ 政治的な配慮から、いろいろなアド バールをやたらに上げられてしまふ と、どれと取組んでどうやっていい のかわからなくなりますから、その点 は今、千田さんに約束されたことを 守つて、やはり農林委員会でもつて しっかり慎重審議ができるような手は ずを整えてもらいたいと思ひます。

○國務大臣(河野一朗君) まことに相 さま次第でございますが、決してアド バールを上げるとか、そういう意

てやはり一番心配なのは、やはり価格の問題だと思えます。換金作物において一番政府で奨励されるものを作ってみると、これが暴落する、そうしていろいろな思惑が行われる、それから外

国からいろいろな余剰農作物だけでなく、いろいろな輸入がされる、そうするとこの間の開拓農協の人たちが苦しんだ大豆の値下りのような、またずっと前のアズキの思惑のような、今ややはり私の国の方から陳情に來ているのはコンニャクの問題であります、コンニャクの問題もまあ思惑の問題でありましょうが、一部の業者によって外国からコンニャクをうんと輸入するんだというような形で価格をたたいているので、山間部における、特に経済關係に對して感覚があまり敏感でない人たちが換金作物としてこのコンニャクを作っており、しかも今一駄十萬五千元くらいにたたかれてきているのです、御承知のように、これは戦後昭和二十二年のころには三十万円台にまで上ったことがあるのでありまして、農林省の統計調査事務所等における評価についても、十五萬八千円程度のものにならないと、老百姓が作っても結局割りに合わないんじゃないかという数字も出ているくらいなんです、この問題に關して群馬県、長野県、あるいは埼玉、茨城、福島、栃木というような山間地帯一帶の割合に現金収入の少ない所でこういうものをやっておって、山間部の農村においては、農家収入の五〇%がこれで占めているというような所も群馬あたりにあるのですが、非常に不安を農民は抱いております、この価格の最低価格なり何なり、價格の安定をやるのにどういう方式を持っ

ているか。それからコンニャクの輸入というものに対して、大臣はどういうふうになにを内地の価格変動に影響を与えないように操作するか、そういうことをちよつとお聞きしたい。

○国務大臣(河野一朗君) ごもつとも
なお尋ねてございまして、今の適地適
作の施策を推進いたして参ります
と、どうしても一方において過剰生産
をいかにして抑制するかということに
よほどの施策を立てて参りませんと、
その結果に陥るおそれがあるのでござ
います。従いまして全国各地の農村の
方々の御希望によって計画は立てるの
でございませうけれども、この計画を一
応県において県の協議会でしぼりまし
て、県内の需給を見合いつつ、一応の
その案を再検討いたします。しこうし
てさらに中央に協議会を作りまして、
中央の協議会は国内の需要を見合いつ
つ、その生産の立案を決定して参るとい
う方法をとりまして、あくまでも需給
のバランスの乱れないように考えてい
かなければなるまい。これが一面にお
いて適地適作の奨励をする反面におい
て、今の施策は十分にこれを配意して
いかなければならぬと思っておるので
あります。ただそれだけではむろん不
十分でございしますから、政府におきま
しても、たとえば輸入農作物等の関係
についてはこれを十分見合せて、御承
知の通り為替割当制度を実施いたし
ておりますので、その面においてこれ
を輸入の抑圧をはかりつつ、価格の維
持をしていくということが第二にとる
べき策だと思ふのでございます。

第三といたしましては、ただいまも
申し上げました通りに、主要農産物の
価格安定の線を広めて、そうして農家

の生産の安定を期するということにして参らなければならぬまいと考えております。大体その線を見合いつつ進めて参るつもりでございますが、ただいま御指摘のありましたコンニャク粉の方

でございますが、これについてはこの機会に明確にこの席を拝借して申し上げておきますから、これは特に一つ誤解のないように御了承いただきたいと思ふのであります。今までもそうでございますが、今後いかなる事態がありましても、私が農林大臣をいたしております限り、衆参両院の委員長とお話し合いをいたさなければ、コンニャク粉の輸入に私は同意をいたしませんということ、この機会に明確に申し上げておきます。これは非常に誤解がありましたり、今お話しのように、私があたかもそれに同意を与えるかのごとき誤認をせしめて、価格をいろいろな操作する者があるのでございます。先般も私のところへ私の古い友人が変な絵を一枚持ち込みました。そうして何のことであるのか、ちっとも見当がつかなかった。これを一つ金で買ってくれともいふのかと思つておつたら、全然別のところで聞いたならば、あの男はコンニャク玉の輸入を計画しているのだといふことを聞きまして、たまたまその絵を私は送り届けました。そういうようなことがありますので、今申し上げましたように、特に明確に私はここにいたしておきますから、そういう意味で、世間でそういうことを言いましたら、それは絶対うそだということに御了解願いたいと思います。

○東隆君　今農林大臣のお話しのありましたことで、なお疑問が起きるのは、先般お話しになりました新農村建

設に關連をして、今までの關係は自給度の向上に中心を置いたけれども、國際的に農産物價格その他が安くなったから、そこで転換をするのだ、経営の合理化をやるのだ、こういうようなお

話して、今それに関連したお話しがあつたわけであります。私はこの考え方について非常に疑問を持ちますのでお伺いをするわけであります。

それは転換をすると、こう申しまして、私は水田その他一毛作をやっておる地帯においては、転換は非常に困難ではないか、ことに水田の關係は転換がこれは非常に困難ではないか、そういうことを前提におきますと、どういうことになるかという、その裏作と関連をして将来非常に問題になるのは、国内における自給度の向上ということが非常にばまれると同時に、外国から入ってくる量がふえてくるのではないか、こういう問題も当然起きてくる。これはそうでなくとも国内における農産物の價格に圧迫を加える要素になると思うのですが、この点は私は非常に問題があると思います。簡単なようで、一応農林大臣にお話しをお聞きすると、もっともなように聞こえますけれども、しかし、しさいに考えてみますと、転換することのできない部分、しかもその部分に非常に大きな圧迫が加わってこういう關係が起きてくると思う。ことに水田專業あるいは穀類農業專業というような形でもってやっておる地帯には、非常に大きな圧迫であろうと思うのであります。私はまたこういうような農家がやはり国内における食糧の中心的な維持者である、従つて農家の生活を安定するのだ、こういうお話しでありますけれど

も、中心になる農家の安定ということがこれでもってこわれてしまつて、そして単に商業的な作物等に転換したものが助かる、こういうようなことでは、これは農業のことから考えて

みれば、非常に危険な施策になるのじゃないか、こういうことを非常に疑問に思いますので、この点、もし解明していただければ大へんけっこうだと思います。

○国務大臣(河野一朗君) それはこういうことに御了解願いたいと思うのであります。たとえば今、水田単作地帯のお話がございました。米について考えますと、米価の決定をいたします際に、バルク・ラインをどこにとるかということになります。おそらく私はバルク・ラインの中において生産されますもの、これはむしろそれを維持するために価格の決定をしなければならぬことは当然であります。またその地区におきます米の生産を奨励して参りますことは、かねてわが国内におきまして、水田において米作をするということが農業経営の上において非常にこれは有利なものである、米を水田に作ることが不利益だということ、この点につきましては、あくまでも米価の維持をいたし、そうしてこの農業経営の基礎がそこにあるようにして参らなければならぬとは、これはどなたが農政をおやりになっても私は当然だと思ふのであります。ただそうでなくて、生産費の非常に高い地区におきまして、なおかつ食糧の自給度を向上するというような意味において食糧増産に協力しなければならぬというよ

うなことはどうだろうかという点について私は考慮を払いたたいというのでございまして、今申し上げますように、水田単作地帯というようなところがむろんその農業経営が引き合つて参りまするよう、その地区においてなお経営の改善をしていく、経営を転換するといふようなことはあり得べからざることであり、またそういうことがあつてはならないように米価の決定を考慮して参るといふことは、これは当然な事なればならぬことと思ふのであります。そういうことを考えまして、生産量の非常に少ない、もしくは生産費の非常に高いというような地区において、今の平均米価で考えて参りますれば、その農家の所得が必ずしも有利ではございません、そういうところに何か他の副業、もしくは他の農業を取り入れた際にどうなるかということを中心にお考えを願ひたい、こう申すのであります。しからば水田単作地帯はどうなるかということになれば、この地区にはあくまでも多角経営を一つ奨励して、そして季節労働の分散をして参るといふようなことに努力をする考え方もあるだろうという一面を取り入れて、その地区その地区においてそれぞれやって参る。おおよそ現在全国各地において主要生産になつてお参りますものは、いずれも決して私を今申しますような農業経営の中心をはずさなければならぬようなものをやっておられるとは考えません。いずれも農家の諸君が立地的条件を十分勘案せられて、生産の、経営の主体に置いておられる、これはその通りと思ひます。ただその場合に、今申し上げますような例外なところがある。米

の配給が少い、米が非常にやみで高く売れるとかいふようなことを基礎におかれて今までやっておられた地区についてはお考え直しを願ひたいといふことではないか、というようにことを勘案しつつ、先ほど来申し上げますように適所適作の方途を講じていいたらどうか、特に私は強くお考えいただきたいと思ひますことは、少し分野は違ひますけれども、全国の沿岸漁民の諸君等につきましては、今日沿岸漁民の諸君を救済する道はなかなか見つからぬ。今の漁業法をどう直しましても、漁業をいかに奨励いたしまして、沿岸漁民の諸君が今日以上に生活を改善し、収入をふやす道はなかなか困難だといふことは私はおそらく定説であると思ふのであります。この際に、漁業者の中に畜産等を大いに取り入れる風習をつけたらどうか、そういうことをして、そして漁業と畜産と両方を兼業にしていこうに持つて行つたらどうかというふうに持つて行つたら、もう少し広い角度から多角経営を奨励案しつつ持つていくようにしたらどうか。それそれそれぞれの地区において十分御研究を願ひて、農村の青年諸君もしくは篤農家等の創意工夫を生かして、そして新しい経営形態の創設をして参りたいといふことを考えておるのであります。決して外国の食糧に故意に依存し、もしくは安易に外国の食糧に依存してやって参ればよろしいといふようなことを考えておるのではないのでございまして、一面には今申し上げましたように価格政策によつて、従来の食糧の自給度の向上について、これは決して軽視するわけに参らない。それは価格政策によつて十分

考えていくことができるんじゃないだろうか、その価格政策を取り入れつつ、それをしなな上回るところの生産費のかかるところにおいては、これは従来のように食糧増産にのみ専念せず、これを他に転換するといふようなことも考えてもいい時期じゃないだろうかといふふうに実は考えておつて、非常にずいぶん融通性のあるようなことを申し上げますけれども、それらはあつて各地の農村の諸君に十分その方針を申し述べて、そして立案を願ひたい、ことにして参りたい、こう考えております。

○東隆君 今のお話はきわめて融通のあるようなお話で、農林大臣の言われた通りのようなお話だったので。しかし私はやはり水田専業農家あるいは畑作における穀類専業農家といふものは、これは非常に安定といふ点について考えなければならぬ中心点であらうと思ふ。その中心点を考えたときに、私はたとえば水田専業農家にいたしましても、裏作を考えてみましても、麦の価格を農林大臣がこれはもつと下げなければいかぬ、米との比価をです。そういうようなことをしよつちう言われております。これは私は国内における少くとも麦の生産を上げるといふような点から考えまして、非常に残念なことでありまして、ことに外国から余剰農産物関係なんかが入つて参りますし、非常にたくさん入つてくるのであります。従つて国内で十分に生産し得るところのものを生産しない態勢ができつつあるんじゃないか。ことに価格の点でもう少し下げなければならぬ、こういうようなお話を何度も言われておるのでありますけれども、そ

ういう点から考えて、先ほどのお話等から大分食い違ひ中身になる。そういう点でまだ疑問が氷解いたしません。お答えがいただければ結構でございます。

○國務大臣(河野一朗君) 米価と麦価の点は非常に困つた問題でございまして、たとえば社会党さんの方は二重価格制をとつておられるようでありますけれども、いずれにしても、今の配給価格の百八、九円というものと現在の麦価と比べてみますと、これは問題にならない米価が割安でございまして、従つてこの配給価格で全部日本の国内の米を配給する、やみ米を一切なくして社会党さんのように全部買上げられて、そして全部を配給されることをいふと、おそろしくそれでもなお麦を食べるよりも米の方が非常に割安でございまして、米に対する要望が非常に強くなると思ひます。どうしても米と麦とは需要の比価があると思ふのであります。その比価をどこに置くかといふ点になると思ふのであります。米が百八円といふことになりましたれば、麦はこの六割とくもしくは七割がけいふことになりました。非常に割安でなければ、それだけの比価がなければ、パンを食べるとかうどんを食べるとかといふことになつて参らない。現にここのようにやみ米が下つて参りますと、麦の需要が非常に減ります。そして米の需要が非常にふえて参ります。やみ米がこれだけ下つてもそういうような事情が出て参りますことは御承知の通りであります。従つて今申し上げますように、米については大体今の配給価格はこれを上げるわけには参りません。これを上げるわけには参らぬといひますれば、まず今の私の考えとすれば、希望配給の百二十円もしくは百十八円、これはここの米の買上価格に諸経費を掛けたネットでございます。この価格に比べて麦価をきめていく、そういうことにすれば米価を麦価のつり合ひはとれて参りまして、希望配給価格と今の麦の値段との価格差の適正なものを求めてそこに持つていきたい、これが私の希望であります。そういたしますについて、もう少し具体的に申しますれば、米については一応一万円米価といふものを維持することが、これが今の物価事情におきまして、条件をつけていただきます、今の物価事情におきまして、まず一万円米価といふものは農家の再生産を維持する価格である。これを基礎にして水田単作地帯も経営も一つ立案をしていきたいといふことにしたいと思ひます。そういうことにしまして、その差額を外米の割安になりましたものから、外米を内地米との価格差において自由販売をしていくようにして、それより下げないといふことにして参りますれば、今の水田単作地帯におきまして、その営農がそれによつて動揺するといふことはなからうと思ひますし、また麦につきましても、今申し上げます一万円米価に対して麦価をきめて参るといふことにして参れば、これはまた麦の生産についても私はある程度農家の諸君の御協力が願ひたいはなからうか。急激にその比価をとるわけには参りませんから、これは今現行法で示すパリティによつて麦はきめて参りたい。ただし販売価格についてはなるべくそういう値段にいくように持つていきたいといふことでやつて参

りたい、主たる米麦の価格について農家の諸君に安心感のいくように、生産者価格について安心感のいくように政府が施策して参りますれば、そこに生産の動搖を来すこともなし、これによって新農村計画の營農の基礎を打ち立てていくことができるだろう、こう考えているのでございまして、これを上回らして、この線を上回りました非常に生産条件の悪い地区におきましても、なおかつ米作に主体をおいていくという事は、その農家をして農業経営を困難ならしめることになりましますから、そういう地区についてあらためて一つ再検討を願うことがいいではないだろうか、こういうふうに考えているわけでございます。

○戸叶武君 どうもコンニャクの関連質問かと思つて……。話はコンニャク問答に終りそうですから、もう一度コンニャクの問題にもどしてみたいのですが、農林大臣が今後コンニャク粉の値が暴落するようないことがないように、特に外国からの輸入というふうな問題には衆参両院の農林委員長と相談した上でなければ、絶対にそういうことをしないというをお誓いになりまた最近自分のところに給を持ち込んでそうしてコンニャクを輸入させてくれと策動した気配のある動きもあったというのを言われておりますが、このことは私はコンニャクだけのことでないと思つたのです。やはり外国から輸入すると金がかかるといふような形で策動をする場合もあるもので、それがためにこの換金作物の価格がゆすぶられるようなことがあると思つたのですが、やはりこの換金作物の中で今一番動揺しておるのは麻産業だと思つ

のです。御承知のようにこの前にも農林大臣に御質問いたしましたして、特に九州の農民たちが苦しんでおるラミイの問題に対しては農林省が非常に建設的な処置を講じられて、特に東洋繊維の再建の問題にも気を配っておられるようでありまして、東洋繊維の再建の問題に關連して、やはり河野さんが非常に力を入れておられるというふうなことから何かかえつて、厚意でやられておるのかもしれないが、あるいは名を使つておるのかもしれないが、再建整備の方が停頓しておる向きもあるという話も出てきておるのですが、この問題を一つ。

それから麻産業全体が化学繊維の伸びによつて非常に圧迫を受けておる。しかしながら外国においては高級のいろいろな麻製品というものがアメリカあたりでも受け入れられておるのでありまして、これは絹の面がアメリカでもって非常に行き詰まったら、イタリアから非常に玉糸が入つておるので、日本からも入れなければならぬといふので、そういう点から新しい販路が作り上げられておりますが、この換金作物というものは、やはり価格の維持の問題と同時に販路を海外に相当求めていかなくちゃならないと思つたのです。これに対して農林大臣が、これは通産省の方と、あるいは外務省と結んでどういふふうな手を打つていられるか。たとえば具体的な例ではリンゴなんかでも数年前までは香港までだったのが、おとしあたりからはパナマまで行き、今年あたりシンガポールの市場に殺到して、インド市場にも入つていこう、豪州のリンゴを席巻していこうというふうに出が出てきて

おるのですが、価格維持の問題と、もう一つは換金作物の海外への販路というものではどういふふうな処置をとられておるか、お聞きしたい。

○國務大臣(河野一朗君) 最初に東洋繊維の話が出ましたから、誤解があるといけませんから、申し上げておきます。私は東洋繊維は全然関係がない、知らない会社でございまして、たまたま前社長の不始末からこれが会社が破産の運命に瀕せようといひました。それに、私は初めて話を承りました、そうしてこれが取引停止になりました、停止処分を食ひ、裁判所が管財人を選定するという段階まで見送つておりました、たまたまそのときに私のところへある財界の新しい指定を受けて、自分が管財人の指定を受けて、やろうというのだが、御援助を願いたいという、こういうごあいさつに見えましたので、その方は前々から私の存じ上げておる方でございますので、あなたがなられることはあまり私は歓迎いたしません。あなたがかなりな方であるし、もし万が一他のいいところを処分して、麻に關する悪いところだけ会社が残されるようなことになりましますと、それによつて非常に麻産業が迷惑をし、ひいては農村の契約栽培の農民に迷惑をかけるようなことになりになることはやめてもらいたいといふことを、長年の友人でございましたが、率直に私は申しました。私が申しましたので、その友人も君が協力してくれぬのなら、自分はもうやめるといふことでおやめになりました。そこでそのあと、この人ならば適當である

うという人を私に推薦せよということになりましたから、御推薦いたしました。その人が病氣になられたとして、途中からおやめになりました。そこでさらに他の人を推薦せよということでございますから、現在管財人になっておられる私の友人を御推薦申し上げました。ところが数日前その方が私のところへ見えられまして、御報告によりまして、非常に順調に会社がいつております、昨年は月々三、四千万円の赤字があつたように聞いておつたが、今ではその赤字を克服して、どうやら再建の見通しがつくようになったという御報告を承りましたので、私もこれならうまくいくだろうと安心しておる次第であります。これはマニラから相當の加工の注文が来たようでございますし、防衛庁関係の注文も何か仕事ができるようになったとかどうか、比較的都合がよくいっているというふうな話で、大へんけっこうに思つておる次第でございます。たぐさんの九州方面にありますが、予約栽培の農家の諸君にも何か明るい見通しがつくのではなからうかと、ひとまず安心しておるわけでありま。

それから輸出農産物の点についていろいろ御意見がございましたが、私も昨年海外を視察いたしました一番深く感じましたことは、わが国の農産物を海外にあらゆる角度から輸出をするという点にあるといふことを見て参つたのでございまして。これを契機にいたしまして、今年度の予算の編成に当りまして、農産物の海外輸出奨励という点には深く意を用いて、その予算は通産省関係の費目に入っておりますけれども、これはいつでも農林省に切

りかえて使つてよろしいということにして予算を組んであるわけであります。これを十分活用いたしまして、今お話しのような点についてはもちろんやつて参りたい。その他今回行政機構の改革に當りまして、貿易庁をせび一つ――従来の貿易行政を拡充いたしまして、貿易庁を新設して、そうしていくことにやつて参りたいと私はひそかに微力ではございますが、考えまして、せつかくわが国の一般の貿易もさることながら、農産物、農作物の海外輸出の強化をはかつていきたいと思つておる次第でございます。

○戸叶武君 先ほどのコンニャクのことにも大臣が答弁されましたが、作付地域ですが、これは各府県ごとにやつておるということですが、主要生産果がおのおののこういう特産物に対する作付に対しても計画的な指導をやるのでしようが、それは政府の力を加えなくとも相當の効果が上がるかどうか。その裏づけにどういふ施策をやるか。アメリカ等には農業教書においても示されておるうちに、二〇%の作付制限をやつて、それに対して政府の方で補償するといふような裏づけをしておりま

すが、政府としては何かそういうお考えがありますか。

○國務大臣(河野一朗君) 今そういう品種を別に発見してありませんが、先ほど申しますように、今回の新農村建設計画の場合には、日本全体の需要を見合いつつ中央においてこれの生産計画を示しまして、それを従来の各府県の実情と合はしまして、たとえば群馬県でコンニャク粉をどのくらい作るといふことで、これが需要が増加すればそれによつて割当を多くして、そうし

てその生産計画を増していく。群馬県におきましては、それを各町村の生産計画の際に、これが過剰生産にならないように努めていただくということにまずやって参る。今お話のように、アメリカの場合の例を引いてのお話でございまして、わが国におきましては、今なお生産を押えてそれを国家が補償するというような作物はまださしあたり出ておりませんので、今それを考えておきます。

○東蔵君 私の問題は中断したので、先ほどの問題は推定でございまして、畑作を中心として考えてみました。畑作の農産物で価格の安定に一步を進めておるものは、澱粉あるいは北海道ではビートのようなもの、こういうようなものがまず安定の方向へ進んでおる、こう言っていると思うのですが、その他のものはほとんど問題にならないわけです。昨年の作況から考えてみても、たとえばジャガイモはこれは非常に価格の不安定な作物になりました、それから豆類はこれはともなない、大豆を初めとして御承知の通りでありまして、それから亜麻は先ほどの東洋繊維その他の関係で、これが非常にむずかしくなりました。そんなような関係で、畑の中心的な作物というものは、ほとんど価格安定ということでもって先ほどお話がございしたけれども、それには一步も進んでおらない、こういうのが現状ではないかと思う。そういうような関係で、私はお考えを願いたい点がたくさんあるわけでありまして。澱粉の話は先ほどありましたが、私はジャガイモ澱粉についても先ほどお話になったようなこととおそろく当然行われると思うので

す。この点をたしかめておきたいことと、それからそれに関連をして、同じように取扱ってもらいたくない点がジャガイモ澱粉にあるわけでありまして。それはジャガイモが生産されるのはおおむね九月末にはもうみんな堀り上げてしましますから、そこで澱粉の価格の指示がされるのは大抵十月の末であります。そんな関係で、この点は非常に困っていますから、価格の安定の点からいってカンショとそれからジャガイモは全然離して、そして澱粉の支指価格を早く一カ月以上前に決定をしていただきたい、こういうことなんでしょう。これが一つ。

それから先ほどの大豆の問題に関連をしてありますが、輸入の制限、それから先般お話しになりました例の関税の件ですね、これは予算の中に計上されておらないと、こういうふうに聞いております。心配いたしてあります。農林大臣がたしか関税一〇%かけるといふふうにお話をされたように記憶しておりますけれども、それがいいのか、この点のお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(河野一郎君) サツマイモの澱粉とバレイシヨの澱粉との生産時期のズレから支持価格の決定を別に考えるということは、ごもっともな御意見でございますが、なおよくこれは研究いたしまして、今年度の生産の際には十分検討の結果善処することに御了解願っております。

それから今の大豆の関税の点でございますが、これはたまたま大豆関税問題の起りましたときに予算編成の前後でございしたので、予算編成の際に大豆関税を取る取らぬという話があつたのであります。一応大蔵省としては、これを関税収入に見ておかないということにして予算を組んであります。これはなお今申し上げましたように、大豆国策を立てて、そしてその上で全般的に考えてやって参りたいというふうな考えをしておりますので、しばらく一つ御猶予をいただきたい、こういうことでございまして。

○東蔵君 すでに関税率法で提案はされているのじゃないかと思うのですが、これに対しては一つ善処を願いたいと思います。

○国務大臣(河野一郎君) これはいづれこちらの方にも参ると思ひますが、政令で定める期限まで免除するというようにしてありますので、必要なきにいつでもこれは政令で取れるように御了解願っております。こういうことに法律はしております。

○三浦辰雄君 私は一つお聞きしたいのです。大臣は御就任以来非常な活躍であります、非常に地味な造林などについて力をいたされて、先般も官行造林法をやられて、従来は部落有林とか、あるいは個人山などはほとんどその対象にならなかつたのを広げられて、新たに三十万町歩という大きなものを目標とした改革をやられている。また最近には聞くところによれば、非常に内地としては後進地である熊野あるいは剣山といったような方面を対象として、造林事業も含めた森林開発をやられるというところは、私も非常に何と申しますか、感激しているのです。それに関連しまして、私かつてお聞きしたことがあります、北海道の風倒木の跡地の造林の問題でありまして、あそこは、きょうは林野庁長官お

られないようでありまして、御承知の通りに二十万町歩という大きな面積が、あの十五号台風でほとんど倒れ尽した。そして北海道の針葉樹の伐採量の七分分というものが一瞬にしていつってしまったために、非常に大臣以下御苦心で、ようやく本年度あたりが風倒木を大体処理できるというように、しかも大した困難もなくこれを消化していきこうという段階で、ひとまずけつこうではあります、非常に今日心配しているのは、跡地の造林を一体国有林がどのくらいすみやかにやってもらえるのであろうか、北海道の水産業と相匹敵するだけの、あそこに住民の所得をなしているわけでありまして、相当大きな工場等もあります。労働者も非常に多い。そこであの風倒木によって出てきたものを処理している間はまずまずではあるけれども、しかしこれが落ちてしまつて、だんだん考えていくといつと、一体あの二十万町歩の坊主になつた山をどのくらいのスピードで一体植林をさしてくるのだからということが、非常に単に北海道地区だけのことでない、ことになつておることは御承知の通りでございます。そこで先ほど申し上げましたように、政府の方ではこの間思い切つて官行造林という制度を部落山あるいは入会の山、さらには個人山でさえも対象にしようという新しい制度に拡張されたのですが、それをどうやらはるのようには、私はあれだけの二十万町歩といった大きな面積の植林は、国が国有林の力、外地の力等も加えた力での復旧を急ぐでございまして、

が、相当時間がかかると思へば、年月がかかるとすれば、私は逆に幸い北海道には木材というものはその材料のほとんどを依存してやっている産業、しかも労働者も非常に多い、産業も発達していることなのでありますから、逆に私はそれらが希望するならば、そうして国有林の方がその資金において今日のごとくなかなか容易でない、しかも安い金を外国等から借りてくるといったような一部のせりさえみられる、それが非常に長く長期にわたつて実現すれば一つの方法ではありまして、私はいつとそういう木材産業に対して部分的に希望するならば、一定の国有林がそろばんをとつたその範囲内において植林を応援させるという、こういった制度もあわせて考えたかどうか。今日も部分林制度というのがある、今日も部分林制度というのがある、これはやはり国有林の場所を提供するのでありますけれども、大体市町村が単位でありますから、北海道やあんな大きなところにはそういう今度広げられた官行造林というものは方法をもつて講ずるといふ問題も、私はぜひ御研究を願いたいし、大臣は考えてもおられるのじゃないかとささ思ふのでありまして、この点の一つお聞きしたい。

○国務大臣(河野一郎君) ごもっともなお話でございまして、風倒木の跡地復活というところは、一日もすみやかにこれを実現しなければなりません。お話を通り現に今年度からあつた結果から木材収入が減りまして、そうして実は林野庁は予算にも多少窮屈な思いをしていられるわけでございますので、なかなか思うにまかせぬ点もある

と思ひますので、今お話のような点は十分検討をいたしまして、そうして大方の御協力がございますならば、私はけっこうな案だと思ひますのであります。その他あらゆる民間の御協力を願つて、これを一日もすみやかに植林を完了して、そして利用できるようにしなければならぬと思ひます。どなたも御異存はないと思ひますので、せつかく一つ御支持、御協力あらんことをお願いする次第であります。

○森八三三君 大臣、先刻東委員の質問中の、麦の値段を大臣は下げる下げるといふことをおっしゃつておるが、それは問題ではないか。そこで大臣の答弁は、米の配給価格と麦の価格との比価がバランスを失つておる、それを是正するといふことであつて、その麦の値段を下げるといふことは麦の消費を価格を意味しておるのだと、こゝういふように私は理解いたしました。そのことはまたあとでつけ加えられまして、麦の価格といふと、やはり食料法で定められておる三条でしたか、パリタイ計算方式でやるのだといふこともつけ加えておられますので、麦の生産者価格を下げるという趣旨ではないかと、こゝういふことをはつきりおっしゃつた意味だと思ひますが、それに間違ひございせんか。

○國務大臣(河野一朗君) その通りでございます。これは食料法の予算にもそういうふうな組んで予算の説明の際にも申し上げております通り、その通りでございます。

○森八三三君 それからもう一つ、米の価格に關連してバルク・ラインをどこに求めるかが問題である、こゝういふ御発言があつた。バルク・ラインをどこ

に求めるかといふことの意味は、米価の決定については三十年産米全国平均一万六千六百円という政府の実施価格は、私どもはその内容がどうであらうとも、一応大体において生産費を補償するいわゆる生産費補償方式といふもので八〇%あたりにラインを引いて行われておる。こゝういふふうな受け取つておるが、今の提案されておる予算を見ますと九千九百六十円といふ予算米価で、これは一万六千六百円といふものからその後のパリタイを考へて策定されていると思ふ。そこで予算の面では何となしにパリタイが出てきておりますし、大臣の御発言では生産費補償方式でいくのだといふ觀念がはつきり打ち出されておる。私どもはあくまでも米価決定の方式は食糧自給度の向上といふ問題をやはり強く推進していくといふ観点から、補償方式をとるのであるといふように理解し、大臣のおっしゃるワケをどこに求めるかといふ御発言の内容はさういふふうにお考えになつておると、こゝういふふうな理解しますが、さう理解してよろしうございすか。

○國務大臣(河野一朗君) 御承知の通り、私の先ほどお答えいたしましたのは、八〇%にとるか八五%にとるか、とり方によつて生産費が變つてきます。しかしそれはそれとして、いずれにしてもワケ外に出るものにつきました。これはどういふも生産費を切つて生産をしていくことになりすか。

○森八三三君 それからもう一つ、米の価格に關連してバルク・ラインをどこに求めるかが問題である、こゝういふ御発言があつた。バルク・ラインをどこ

に求めるかといふことの意味は、米価の決定については三十年産米全国平均一万六千六百円という政府の実施価格は、私どもはその内容がどうであらうとも、一応大体において生産費を補償するいわゆる生産費補償方式といふもので八〇%あたりにラインを引いて行われておる。こゝういふふうな受け取つておるが、今の提案されておる予算を見ますと九千九百六十円といふ予算米価で、これは一万六千六百円といふものからその後のパリタイを考へて策定されていると思ふ。そこで予算の面では何となしにパリタイが出てきておりますし、大臣の御発言では生産費補償方式でいくのだといふ觀念がはつきり打ち出されておる。私どもはあくまでも米価決定の方式は食糧自給度の向上といふ問題をやはり強く推進していくといふ観点から、補償方式をとるのであるといふように理解し、大臣のおっしゃるワケをどこに求めるかといふ御発言の内容はさういふふうにお考えになつておると、こゝういふふうな理解しますが、さう理解してよろしうございすか。

いは一応生産費を補償しておることになつておりますから、この地区についてはさういふことはございせんといふ意味でお答えしたのであります。今森さんのお尋ねになります、それから今後の米価の決定はどうか、お前は生産費主義をとると言つたといふこととございしますが、それは昨年の米価の決定の際にも御理解願ひいたしました通りに、米価の決定を生産費に求めますことはなかなか生産費計算が困難でございす。困難でございす。

○森八三三君 それからもう一つ。先刻予約制度をやつていく建前から、五月一ぱいには大体予約推進のために必要な諸条件を整へたい、こゝういふこととございしますが、それはもう少し早く願ひぬと、バルク・ラインをどこに求めるかは別にしまして、はみ出るところは變えていかなければならぬといふことと、今まではとにかくさういふことの觀念はなしにしゃにむに食糧を作れるといふ感覚で行つておるといふこともかみ合せの上で、五月の中旬には田植が始まるのでございすから、そのころには何か御決定を願ひすることが非常に好ましい姿だと思ひますのであります。さういふふうなお取り運びはできぬものかどうか、重ねてその点を一つお尋ねをいたしたい。

○國務大臣(河野一朗君) やつてできないことではないと思ひますけれども、しかしなるべくなら實際生産費を合算する方がよからう、なるべく近づけることとがよからう、昨年も一ころさういふ議論をいたしました、お小言をちょうだいいたしました、生産費はあとできめて、仮計算で行つたらどうかといふ議論を私はしたこともあるのでございすが、一応ほんとうの予約米価を決定いたします際に、なるべく接近して實際の事情に合つた米価を定めることの方が適當であらう。また私は思ひますのに、肥料の価格等にいたしまして、六月になりますれば肥料価格の方も計算もある程度出てきております

して、農家の再生産に支障のないように米価は決定して参るべきものだ、こゝういふふうな考へておるものでありますから、その点御了承願ひたいと思ひます。

○森八三三君 それからもう一つ。先刻予約制度をやつていく建前から、五月一ぱいには大体予約推進のために必要な諸条件を整へたい、こゝういふこととございしますが、それはもう少し早く願ひぬと、バルク・ラインをどこに求めるかは別にしまして、はみ出るところは變えていかなければならぬといふことと、今まではとにかくさういふことの觀念はなしにしゃにむに食糧を作れるといふ感覚で行つておるといふこともかみ合せの上で、五月の中旬には田植が始まるのでございすから、そのころには何か御決定を願ひすることが非常に好ましい姿だと思ひますのであります。さういふふうなお取り運びはできぬものかどうか、重ねてその点を一つお尋ねをいたしたい。

○國務大臣(河野一朗君) やつてできないことではないと思ひますけれども、しかしなるべくなら實際生産費を合算する方がよからう、なるべく近づけることとがよからう、昨年も一ころさういふ議論をいたしました、お小言をちょうだいいたしました、生産費はあとできめて、仮計算で行つたらどうかといふ議論を私はしたこともあるのでございすが、一応ほんとうの予約米価を決定いたします際に、なるべく接近して實際の事情に合つた米価を定めることの方が適當であらう。また私は思ひますのに、肥料の価格等にいたしまして、六月になりますれば肥料価格の方も計算もある程度出てきております

して、農家の再生産に支障のないように米価は決定して参るべきものだ、こゝういふふうな考へておるものでありますから、その点御了承願ひたいと思ひます。

○森八三三君 それからもう一つ。先刻予約制度をやつていく建前から、五月一ぱいには大体予約推進のために必要な諸条件を整へたい、こゝういふこととございしますが、それはもう少し早く願ひぬと、バルク・ラインをどこに求めるかは別にしまして、はみ出るところは變えていかなければならぬといふことと、今まではとにかくさういふことの觀念はなしにしゃにむに食糧を作れるといふ感覚で行つておるといふこともかみ合せの上で、五月の中旬には田植が始まるのでございすから、そのころには何か御決定を願ひすることが非常に好ましい姿だと思ひますのであります。さういふふうなお取り運びはできぬものかどうか、重ねてその点を一つお尋ねをいたしたい。

○國務大臣(河野一朗君) やつてできないことではないと思ひますけれども、しかしなるべくなら實際生産費を合算する方がよからう、なるべく近づけることとがよからう、昨年も一ころさういふ議論をいたしました、お小言をちょうだいいたしました、生産費はあとできめて、仮計算で行つたらどうかといふ議論を私はしたこともあるのでございすが、一応ほんとうの予約米価を決定いたします際に、なるべく接近して實際の事情に合つた米価を定めることの方が適當であらう。また私は思ひますのに、肥料の価格等にいたしまして、六月になりますれば肥料価格の方も計算もある程度出てきております

しいたしますが、むろん五月でもやつてできないことはありませんが、むろん見当だけでございす。で、ございすから、なるべく實際に即した方がよろしからうと思つて、また一面六月からは一つ予約を始めるようにといふようなことをにらみ合せて見当を申し上げたのでございまして、これはいろいろ今後御意見がございすれば、その御意見を十分尊重して善処して参るということにしたいといふつもりでございす。

○千田正君 最後に一点私はこの農林省の中の水産庁、特に漁港関係が再建整備法を設け、その裏づけとしての予算がいつも削られるようにわれわれは考へるのです。今も漁港法が提案されてありますが、これがやはり漁民にとつては、また沿岸漁民にとりましては、内陸におけるステーションの役割も、かつまた生産の基地でもありますので、どうしてもこれは確固たる信念でこの予算の裏づけは十分にとつていただかなければならぬ、かように考へますので、大臣に特にこの点を要望しておきますが、なお今後の予算折衝についてのお考えもあわせて承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(河野一朗君) 御指摘のよううに漁港の予算は非常に貧弱でございまして、今のような数字ではなかなかかばかしく行きませぬので、私実は心配しておるのでございすが、何分にも予算のワケが小そうございまして、その他いろいろ窮屈な面がございすので、思ふようにも行きませぬので、せつかく御承知の通り大きな施設は余剰農産物の見返り円を使つていくといふことで、この方もあわせて進めて

しいたしますが、むろん五月でもやつてできないことはありませんが、むろん見当だけでございす。で、ございすから、なるべく實際に即した方がよろしからうと思つて、また一面六月からは一つ予約を始めるようにといふようなことをにらみ合せて見当を申し上げたのでございまして、これはいろいろ今後御意見がございすれば、その御意見を十分尊重して善処して参るということにしたいといふつもりでございす。

○千田正君 最後に一点私はこの農林省の中の水産庁、特に漁港関係が再建整備法を設け、その裏づけとしての予算がいつも削られるようにわれわれは考へるのです。今も漁港法が提案されてありますが、これがやはり漁民にとつては、また沿岸漁民にとりましては、内陸におけるステーションの役割も、かつまた生産の基地でもありますので、どうしてもこれは確固たる信念でこの予算の裏づけは十分にとつていただかなければならぬ、かように考へますので、大臣に特にこの点を要望しておきますが、なお今後の予算折衝についてのお考えもあわせて承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(河野一朗君) 御指摘のよううに漁港の予算は非常に貧弱でございまして、今のような数字ではなかなかかばかしく行きませぬので、私実は心配しておるのでございすが、何分にも予算のワケが小そうございまして、その他いろいろ窮屈な面がございすので、思ふようにも行きませぬので、せつかく御承知の通り大きな施設は余剰農産物の見返り円を使つていくといふことで、この方もあわせて進めて

しいたしますが、むろん五月でもやつてできないことはありませんが、むろん見当だけでございす。で、ございすから、なるべく實際に即した方がよろしからうと思つて、また一面六月からは一つ予約を始めるようにといふようなことをにらみ合せて見当を申し上げたのでございまして、これはいろいろ今後御意見がございすれば、その御意見を十分尊重して善処して参るということにしたいといふつもりでございす。

○千田正君 最後に一点私はこの農林省の中の水産庁、特に漁港関係が再建整備法を設け、その裏づけとしての予算がいつも削られるようにわれわれは考へるのです。今も漁港法が提案されてありますが、これがやはり漁民にとつては、また沿岸漁民にとりましては、内陸におけるステーションの役割も、かつまた生産の基地でもありますので、どうしてもこれは確固たる信念でこの予算の裏づけは十分にとつていただかなければならぬ、かように考へますので、大臣に特にこの点を要望しておきますが、なお今後の予算折衝についてのお考えもあわせて承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(河野一朗君) 御指摘のよううに漁港の予算は非常に貧弱でございまして、今のような数字ではなかなかかばかしく行きませぬので、私実は心配しておるのでございすが、何分にも予算のワケが小そうございまして、その他いろいろ窮屈な面がございすので、思ふようにも行きませぬので、せつかく御承知の通り大きな施設は余剰農産物の見返り円を使つていくといふことで、この方もあわせて進めて

いきなりという考えでおるのでござい
ますが、御趣旨の点十分私も全く同感
でございますから、できるだけ一つ尽
力をいたしたいと考えております。
○委員長(棚橋小虎君) 速記をとめ
て。

〔速記中止〕
○委員長(棚橋小虎君) 速記を始め
て。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十一分散会

三月二日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、漁港法の一部を改正する法律案
一、家畜取引法案

漁港法の一部を改正する法律案
漁港法の一部を改正する法律
漁港法(昭和二十五年法律第百三
十七号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第二十四条」を「第二十
四条の五」に改める。
第三条第二号中「水産倉庫」の
下に「野積場」を加える。
第五条第二項に後段として次のよ
うに加える。

この場合において、指定の内容
の軽微な変更で、農林大臣があら
かじめ漁港審議会の議を経て定め
る基準に適合するものについては、
漁港審議会の議を経ることを
要しない。

第十七条第三項中「前項」を「第
一項」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第二項の次に次の一項を加
える。

3 第一項の漁港の整備計画の変更

は、前二項に規定する手続に準じ
て行うものとする。

第二十二條第一項に次のただし書
を加える。

但し、漁港修築計画の軽微な変
更で農林省令で定める基準に適合
するものについては、この限りで
ない。

第二十二條第二項ただし書中「及
び軽微な事項である場合」を削り、
同条に次の一項を加える。

3 国以外の漁港修築事業の施行者
は、漁港修築計画につき第一項但
書に規定する軽微な変更をしたと
きは、遅滞なく当該変更に係る事
項を農林大臣に届け出なければな
らない。

第二十四條の四第一号中「又は停
止の許可を受けたとき」を「若しく
は停止の許可を受けたとき、又は同
条第三項の規定による届出をしたと
き」に改め、同条の次に次の一条を
加える。

(国の施行する漁港修築事業によ
つて生じた土地等の管理及び処
分)

第二十四條の五 国が施行する漁港
修築事業によつて生じた土地又は
工作物は、農林大臣が政令で定め
るところにより管理し、又は処分
する。

2 農林大臣は、政令で定めるとこ
ろにより、前項の土地又は工作物
で漁港施設であるものの管理を漁
港管理者に委託することができ
る。

3 農林大臣が第一項の土地又は工
作物を漁港管理者に譲渡する場合
の譲渡の対価は、漁港管理者が負

担した費用の額に相当する価額の
範囲内で無償とする。

第二十五條第一項中「又は当該漁
港を地区内に有する水産業協同組
合」を削り、同条第二項中「又は水
産業協同組合」を削る。

第二十六條中「漁港管理計画及び
これを実施するために必要な」を削
る。

第二十七條第一項中「漁港管理者
は、漁港の維持管理に関する重要事
項を調査審議させるために」を「第
三種漁港の漁港管理者は」に改め、
同項ただし書を削り、同条第三項中
「漁港管理者は、漁港管理計画の設
定」を「第三種漁港及び第二項の規
定により漁港管理会を設置した漁港
の漁港管理者は」に改め、同条中同
項を第五項とし、第二項を第四項と
し、第一項の次に次の二項を加え
る。

2 第三種漁港以外の漁港の漁港管
理者は、漁港に、漁港管理会を置
くことができる。

3 漁港管理会は、漁港管理者の諮
問に応じ、漁港の維持管理に関す
る重要事項を調査審議する。

第二十八條第二項中「又は水産業
協同組合の代表者(代表者が数人あ
る場合には、その数人のうち漁港管
理者の指定する者)」を削り、同条第
五項を削り、同条第六項中「第四項
各号」を「前項各号」に改め、同項
を同条第五項とし、同条第七項を同
条第六項とし、同条第八項中「第六
項」を「第五項」に改め、同項を同
条第七項とする。

第三十三條を次のように改める。
第三十三條 削除

第三十四條の見出し中「漁港管理
計画及び」を削り、同条第一項中
「漁港管理計画又は漁港管理規程の
設定若しくは」を「漁港管理規程の」
に改め、同条第二項を次のように改
める。

2 漁港管理規程においては、政令
で定めるところにより、当該漁港
管理者の管理する漁港施設の維
持、保全及び運営その他当該漁港
の維持管理に関し必要な事項を定
めるものとする。

第三十四條第三項中「漁港管理計
画及び」を削り、同条第四項中「機
能漁港管理計画例及び」を削る。

第三十六條の次に次の一条を加え
る。
(漁港台帳)
第三十六條の二 漁港管理者は、そ
の管理する漁港について、漁港台
帳を調製しなければならない。

2 漁港台帳に関し必要な事項は、
農林省令で定める。

第三十七條第一項ただし書中「漁
港管理計画若しくは」を削り、同条
第二項中「第一項」を「前項」に改
める。

第三十九條第一項ただし書中「漁
港管理計画若しくは」を削り、同条
第四項ただし書中「第一種漁港」の
下に「又は第二種漁港」を加える。

第四十六條第二号中「第二十二條
第一項」の下に「又は第三項」を加
える。

附則第三項中「この法律施行後」
を「第三種漁港については」に、「第
二十七條第三項」を「第二十七條第
五項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算し
て三月を経過した日から施行する。
ただし、第二十五條及び第二十八條
第二項の改正規定は、昭和三十三年
一月一日から施行する。

家畜取引法案
家畜取引法
目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 家畜市場についての登録
(第三条・第十一條)

第三章 家畜市場についての規則
(第十二條・第十八條)

第四章 産地家畜市場の再編整備
(第十九條・第二十六條)

第五章 雑則(第二十七條・第三
十二條)

第六章 罰則(第三十三條・第三
十七條)

附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、家畜市場等に
おける公正な家畜取引及び適正な
価格形成を確保するために必要な
最少限度の規制並びに産地家畜市
場の再編整備を促進するために必
要な措置を定めることによつて、
家畜の流通の円滑を図り、もつて
畜産の振興に寄与することを目的
とする。

(定義)
第二条 この法律において「家畜」
とは、牛、馬、めん羊、山羊及び
豚をいう。

2 この法律において「家畜取引」
とは、家畜の売買又は交換をい
う。

3 この法律において「家畜市場」とは、家畜取引のために開設される市場であつて、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場されるものをいう。

4 この法律において「産地家畜市場」とは、家畜が生産される地域内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行ふ家畜取引のために開設されるものをいう。

第二章 家畜市場についての登録

第三条 家畜市場は、その所在地を管轄する都道府県知事の行う登録を受けた者でなければ開設し、又は運営してはならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、農林省令で定める手続により、業務規程を定め、これを登録申請書に添え、その家畜市場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 家畜市場の位置
- 二 取り扱う家畜の種類
- 三 開場の期日及び時間
- 四 家畜取引の開始前及び終了後に公表する事項並びに公表の方法
- 五 家畜取引の方法
- 六 徴収する料金の種類及び金額並びに徴収の方法
- 七 予納金に関する事項

八 代金及び交換差金の決済の方法

九 家畜の受渡の方法

十 仲立業者に関する事項

十一 違約の場合の処置

十二 その他農林省令で定める事項

(登録の基準)

第五条 都道府県知事は、第三条の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。

一 第十八条の規定により登録が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの

二 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第七條第二項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの

三 この法律、家畜商法又は家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

四 法人で、当該業務を執行する役員のうち前号の一に該当する者があるもの

五 家畜市場を開設し、及び運営するのに必要な資力信用を有しない者

(登録簿)

第六条 第三条の登録は、家畜市場登録簿に次の各号に掲げる事項を

登録して行ふものとする。

一 登録を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 登録を受ける者が法人である場合に於ては、その代表者及び当該業務を執行する役員の名

三 家畜市場の名称

四 登録年月日

五 業務規程

第七条 都道府県知事は、第三条の登録をしたときは、遅滞なく、当該登録を受けた者に対し、登録番号及び前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

2 都道府県知事は、第五条の規定により登録をしない旨を決定したときは、遅滞なく、その申請者に対し、登録をしない理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。

(登録証の交付)

第八条 第三条の登録を受けた者（以下「開設者」という。）は、家畜市場を開場する場合には、登録証を当該家畜市場内に備え付けて置かなければならない。

(届出等)

第九条 開設者は、第六条各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事に、変更があつた事項及び変更の年月日を届け出るとともに、変更のあつた事項が登録証の記載事項に該当する場合にあつては、その書換交付を申請しなければならない。

ばならない。

2 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。

第十条 開設者は、家畜市場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 開設者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の失効）

第十一条 次の各号の一に該当するときは、第三条の登録は、その効力を失ふ。

一 前条の規定による届出があつたとき

二 家畜市場の位置を他の都道府県の区域内に移転したとき

第三章 家畜市場についての規制

(公表事項)

第十二条 開設者は、家畜市場において家畜取引の目的物とする家畜につき、その家畜取引が開始されるまでに、年齢、性別その他農林省令で定める事項を公表しなければならない。

2 開設者は、家畜市場の開場日における毎日の家畜取引の頭数及び価格を、農林省令で定めるところにより、その翌日までに公表しなければならない。

(獣医師による検査)

第十三条 開設者は、家畜市場の開場日には、当該家畜市場に獣医師を配置し、家畜取引の当事者の要求があるときは、いつでもその獣医師に家畜が疾病にかかつていないかどうかの検査を行わせなければならない。

(施設の基準)

第十四条 一年間に農林省令で定める日数以上開場する家畜市場においては、開設者は、農林省令で定める基準に適合する構造の施設を設けなければならない。

(家畜の売買の方法)

第十五条 家畜市場において行ふ家畜の売買については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、特殊な資質を有する家畜の売買を行う場合その他せり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認められる場合であつて、開設者が農林省令で定める手続により都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定められた場合においては、この限りでない。

(代金等の決済)

第十六条 家畜市場において行ふ家畜取引に係る売買代金又は交換差金の決済は、当該家畜市場の業務規程で定めるところにより、開設者を経てしなければならない。

2 前項の決済に関する事務は、開設者自ら行ふなければならない。

(不正行為の禁止)

第十七条 家畜市場において家畜の買入を行おうとする者は、家畜市場における家畜のせり売又は入札につき、公正な価格が成立することを阻害する目的で、又は不正の

利益を得る目的で、談合してはならない。

(登録の取消等)

第十八条 都道府県知事は、開設者が第五条第二号から第五号までの一に該当するに至つたときは、第三条の登録を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、開設者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めて当該家畜市場の開場の停止を命じ、又は第三条の登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令又は業務規程に違反したとき。

二 特別の理由がなく第三条の登録を受けてから一年以内に当該家畜市場を開場しないとき。

第四章 産地家畜市場の再編整備

(市場再編整備地域の指定)

第十九条 都道府県知事は、家畜が生産される地域であつて、その区域内に開設されている産地家畜市場の数がその区域内における家畜の生産状況及び取引状況からみて過当であり、その区域における畜産の振興を図るためにはこれらの産地家畜市場の再編整備を行うことが必要であると認められる一定の区域を、当該産地家畜市場の開設者からの申請に基づいて、市場再編整備地域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その区域が次に掲げる要件を備え、かつ、次条第一項の市場再編整備計画画がその区域内における畜産の振

興と農業経営の安定の目的に照らして必要かつ適当で、その再編整備の目標を達成する見込が確実であると認められる場合でなければならない。

一 その区域内には、地方公共団体、農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者が開設者となつていない産地家畜市場が開設されていなければならない。

二 その区域内に開設されている産地家畜市場の最近一年間における一市場当りの家畜取引の頭数が政令で定める最低基準に達せず、この事態を放置するとすれば当該産地家畜市場の家畜取引における適正な価格の形成が阻害され、その結果その区域内において家畜を生産する農業者に著しい損失をもたらすおそれがあること。

(市場再編整備計画)

第二十条 産地家畜市場の開設者は、前条第一項の申請をするには、農林省令で定める手続により、同項の規定による指定を受けようとする区域内に開設されている他のすべての産地家畜市場の開設者と協議の上、その同意を得て、当該区域に係る市場再編整備計画を定め、これを申請書に添えて都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の市場再編整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再編整備の目標

二 再編整備により存続し、又は新設する産地家畜市場の名称及

び位置並びに存続の場合にあつては開設者、新設の場合にあつてはその産地家畜市場に係る第三条の登録を受けるべき者の氏名又は名称及び住所

三 再編整備により廃止する産地家畜市場の名称及び位置、開設者の氏名又は名称及び住所並びに廃止の時期

四 再編整備の目標を達成するのに要する期間

五 再編整備により存続し、又は新設する産地家畜市場の事業目論見

六 再編整備により存続し、又は新設する産地家畜市場の業務規程案その他業務運営の方法

七 その他農林省令で定める事項

3 前項第四号の期間は、当該再編整備の目標を達成するために必要な最短の期間としなければならない。

4 産地家畜市場の開設者は、他の産地家畜市場の開設者との間に第一項の規定による協議がとれないときは、農林省令で定める手続により、都道府県知事に対し、助言、あつせんその他必要な援助を求めることができる。

(指定の手続)

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、第十九条第一項の規定による指定をしようとするときは、農林省令で定める手続により、指定をしようとする区域及び市場再編整備計画につき、関係地方公共団体及び家畜の生産者又は家畜商の組織する法人

で当該再編整備に利害関係を有するものの意見を聞いた上、農林大臣に申請してその承認を受けなければならない。

(市場再編整備計画の変更)

第二十二条 市場再編整備計画に基づいて再編整備を行う産地家畜市場の開設者は、その市場再編整備計画を変更しようとするときは、第二十条第一項及び第四項の例により都道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、変更後の市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業経営の安定の目的に照らして必要かつ適当であり、かつ、その再編整備の目標を達成する見込が確実であると認められる場合でなければ、してはならない。

3 前条の規定は、第一項の承認をしようとする場合に準用する。

(指定の解除)

第二十三条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合には、市場再編整備地域の指定を解除しなければならない。

一 市場再編整備計画に基づいて再編整備を行う産地家畜市場の開設者のすべてから当該市場再編整備地域の指定の解除の申請があつたとき。

二 市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた再編整備の目標が達成されたとき。

三 市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた再編整備の目標を達成することができな

いとき。

(指定等の告示)

第二十四条 第十九条第一項の規定による指定及び前条の規定による指定の解除は、告示をもってしなければならない。

2 都道府県知事は、第十九条第一項の規定による指定に係る前項の告示をする際、あわせて当該市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた第二十条第二項第一号から第四号までの事項を告示しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により告示した事項につき、第二十条第一項の規定による変更の承認をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を告示しなければならない。

(開設等の制限)

第二十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定により第十九条第一項の指定に係る告示をした場合において、前条第二項の規定によりあわせて告示した市場再編整備計画に定められた第二十条第二項第四号の期間(その期間につき前条第三項の規定により変更の告示をしたときはその変更後の期間)内に、当該市場再編整備地域の区域内において産地家畜市場を開設しようとする者から第三条の登録の申請があつたときは、当該市場再編整備計画に基づいて開設される場合及び当該申請に係る産地家畜市場が開設されるとしても当該市場再編整備計画に定める再編整備の目標を達成するために支障がないと認められる場合を除き、その登録を拒否しなければならない。

第二十六條 產地家畜市場の開設者は、市場再編整備地域の区域内にその産地家畜市場の位置を移転しようとするときは、農林省令で定める手続により都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、申請に係る産地家畜市場の位置が当該市場再編整備地域の区域内に移転してその運営が行われるとしても当該市場再編整備計画に定める再編整備の目標を達成するために支障がないと認められる場合でなければ、してはならない。

第五章 雜則

(臨時市場)

第二十七條 家畜取引のために臨時に市場を開こうとする者は、開場の日の三週間前までに、農林省令で定める手続により、次に掲げる事項を当該市場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 市場を開こうとする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 市場の位置
 - 三 取り扱う家畜の種類
 - 四 開場の期日及び時間
 - 五 家畜取引の方法
 - 六 その他農林省令で定める事項
- 第十二條の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条中「家畜市場」とあるのは、「第二十七條第一項の規定による届出に係る市場」と読み替へるものとする。

(売買等に係る書類の交付)

第二十八條 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び前条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るものを除く)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。ただし、その契約の相手方が家畜取引を業とする者である場合は、この限りでない。

(報告及び検査)

第二十九條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者又は第二十七條第一項の規定による届出をした者に対し、その業務又は家畜取引の状況に関し報告をさせることができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、開設者の事務所、家畜市場又は第二十七條第一項の規定による届出に係る市場に立入り、業務の状況又は帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(異議の申立)

第三十條 この法律の規定による都道府県知事の処分に対し不服がある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した文書をもつて、都道府県知事に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、この限りでない。

第三十一條 都道府県知事は、前条の異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十二條 都道府県知事は、前条第一項の聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条又は第十七条の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条の登録を受けた者

三 第十八條第二項の規定による

開場の停止命令に違反した者

四 第二十六條第一項の規定に違反して産地家畜市場の位置を移転した者

第三十四條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十二條(第二十七條第二項において準用する場合を含む)、第十三條又は第十四條の規定に違反した者

二 第二十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十五條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第十六條第一項の規定に違反した者

二 第二十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十九條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十六條 第八條又は第二十八條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に開設されている家畜市場についてその運営を行つてゐる者は、この法律の施行後九十日間は、第三条の登録を受けないで、引き続き当該家畜市場の運営を行うことができる。その者が次項の規定に基づき第四条第一項の規定により第三条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項に規定する者は、この法律の施行の際現に開設されている家畜市場を引き続き運営しようとするときは、この法律の施行後九十日以内に第四條第一項の規定により第三条の登録の申請をしなければならない。

4 第二項に規定する家畜市場については、同項の規定により第三条の登録を受けないで運営が行われる間は、第十五條の規定は、適用しない。

5 家畜商法の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「又は家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)」を「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)又は家畜取引法(昭和三十一年法律第 号)」に改める。

三月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律

急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、農地改革行過ぎ是正に関する請願（第五七九号）（第六三九号）

一、新農業団体設立反対に関する請願（第五八〇号）（第五八一号）（第五八二号）（第六二五号）（第六五九号）（第六六六号）（第六六七号）（第六八〇号）

一、神奈川県相模湖町管内の国有林払下げに関する請願（第六〇四号）

第五七九号 昭和三十一年二月二十日受理

農地改革行過ぎ是正に関する請願（三通）

請願者 広島県甲奴郡甲奴町字有田 伊達昇外三百八

名 紹介議員 宮澤 喜一君

農村民主化と農業生産力増強の目的で遂行された農地改革は、占領政策の一環としてもつぱら旧地主の一方的犠牲によつてなされ、善良有為な多数国民に幾多の悲惨事を残したばかりでなく、更に農地法の制定によつて農民相互の間に混乱と対立を激化させ、増産

を阻害している実情であつて、現下の農村社会においては、信義と誠実を影を消し、国家のためまことに深憂にたえぬところであるから、全国三百万の犠牲者を救済すると共に社会正義と国家百年の安泰を期するため、（一）解放農地に対し、現実に損害を訴える犠牲者には、適正なる国家補償を実施すること、（二）農地法の中には財産権を無視し、又地主圧迫を印象づけるような条文（例、第二十條）があり、常に所有権侵犯の不安を抱かしめ、農民相互の階級的対立を助長するところがあるから、すみやかに本法の全般的検討をせられたいとの請願。

第六三九号 昭和三十一年二月二十日受理

農地改革行過ぎ是正に関する請願

請願者 山形市香澄町大宝寺六八二 川瀬兼治外一万三千五百三十一名

紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第五七九号と同じである。

第五八〇号 昭和三十一年二月二十日受理

新農業団体設立反対に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡加治村大字下中二九四加治村

農業協同組合長 中野 忠太外三十七名

紹介議員 小柳 牧衛君

伝えられるところによれば、今度政府は、新農業団体を設立し、現在農民の最も民主的団体として全国七百万の組合員を持つ農業協同組合の農業指導や技術指導の機能をばく奪するばかりでなく信用事業をも引きはなそうとして

いるが、これは農村の民主化をはばむものばかりでなく農業協同組合の機能に衰微をきたし、ひいては三千万農民を量り知れない混乱に陥らせることになるから、新農業団体の設立には反対であるとの請願。

第五八一号 昭和三十一年二月二十日受理

新農業団体設立反対に関する請願

請願者 奈良県磯城郡西村結崎 増井善一外二千七百五十名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六五九号 昭和三十一年二月二十日受理

新農業団体設立反対に関する請願

請願者 福岡県八幡市木屋瀬町 山田末雄外七万六千五百二十一名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六六号 昭和三十一年二月二十日受理

新農業団体設立反対に関する請願

請願者 徳島県阿波郡市場町市場町農業協同組合長理事 近藤照幸外百一十一名

紹介議員 三木與吉郎君 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六六七号 昭和三十一年二月二十日受理

新農業団体設立反対に関する請願

請願者 高知県高岡郡越知町楠島東二八〇 山崎正辰外一万二千百十七名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六八〇号 昭和三十一年二月二十日受理

新農業団体設立反対に関する請願

請願者 三重県北牟婁郡長島町 柳田光造外六百一十一名

紹介議員 菊川 孝夫君

この請願の趣旨は、第五八〇号と同じである。

第六〇四号 昭和三十一年二月二十日受理

神奈川県相模湖町管内の国有林払下げに関する請願

請願者 神奈川県津久井郡相模湖町長 榎本兼吉

紹介議員 石村 幸作君

昭和三十一年一月一日から与瀬町、千木良村、小原町及び内郷村を合併新に発足した相模湖町は、間の山及び谷山の百八十二町歩余の国有林が新町の中央部に存在し町の発展を妨げているから、住民福祉の増進と人造湖相模湖を中心とする観光行楽地の建設を図るため、同国有林を相模湖町に払い下げられたいとの請願。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

第五八〇号と同じである。

昭和三十一年三月十日印刷

昭和三十一年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局